令和８年３月 25 日

告示第 31 号

御船町高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、運転免許証を自主的に返納した高齢者に対し、御船町バス・タクシー利用回数券（以下「回数券」という。）を交付することにより、運転免許証の自主返納及び公共交通機関の利用を促進し、もって高齢者による交通事故の減少に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　運転免許証　道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下この条において「法」という。）第 92 条第１項に規定する運転免許証であって、有効期間内にあるものをいう。

（２）　自主返納　法第 104 条の４第１項の規定により、全ての免許の取消しを申請し、かつ、法第 107 条第１項の規定により運転免許証を返納することをいう。

（３）　運行事業者　運行事業者一覧表（別表１）に掲げる事業者をいう。

（事業の対象者）

第３条　事業の対象となる者は、令和８年４月１日以降に自らが所有する運転免許証を自主返納した者であり、申請の時点で、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき、町の住民基本台帳に記録され、現に居住している者で、満 65 歳以上の者

（支援事業）

第４条　町長は、第６条の規定に基づき交付決定した者に対し、行政区対応交付額一覧表（別表２）のとおり、交付額相当分の回数券を交付するものとする。

２　前項の規定による回数券の交付は、１人１回限りとする。

（申請）

第５条　前条の回数券の交付を受けようとする対象者は、御船町高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書（様式第１号）に次の書類を添えて町長に申請しなければならない。

（１）　道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）第 30 条の９第４項に規定する取消通知書の写し

（２）　返納した運転免許証の写し又は公的機関等が発行する本人が確認できる書類の写し

２　前項の規定による申請は、取消通知書に記載された取消日を起算日として１年以内に行わなければならない。

（交付決定等）

第６条　町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、御船町高齢者運転免許証自主返納支援事業交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知する。

２　前項において、交付決定した場合は、回数券を申請者に交付するものとする。

（回数券の取扱い）

第７条　前条により交付した回数券は、変更又は再交付することはできない。

２　回数券を利用できる者は、前条の規定による交付を受けた者（以下「受給者」という。）及び当該受給者と同一世帯の家族とする。

３　受給者は、交付を受けた回数券を同一世帯の家族以外の第三者に譲渡してはならない。

（回数券の有効期限）

第８条　回数券の有効期限は、回数券の交付日から１年間とする。

（回数券の返還）

第９条　受給者は、第７条の規定に違反したときは、未使用の回数券を返還しなければならない。

（利用料の請求等）

第10条　運行事業者は、利用者の利用実績について集計し、御船町高齢者運転免許証自主返納支援事業利用状況報告書兼請求書（様式第３号）に使用済回数券を添付し、町長に利用状況を報告するとともに、利用料を請求するものとする。

２　町長は、前項の請求を受けたときは、その内容を精査し、請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

（補則）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。